

日 月 送 受 號 課 局 議 合				欄 號 課 局 管 主			
第		第		第		第	
號 送 受		號 送 受		號 送 受		號 送 受	
月 月		月 月		月 月		月 月	
日 日		日 日		日 日		日 日	
都道府縣地方勸業局長宛 朝鮮人業務者等に對する 未拂金につりこ				案 起			
				昭和三年二月五日 局 課 受 付 月 第 日 號 主 任 （送） 月 日			
局長 監督官 案 年月日 地方勸業局長				判決 二月一日 施行 二月二日			

標記については昨年十月十二日付第〇五七二号

を以て都道府県知事宛に通牒され、其の後種々

中配意を煩うてありますが、現在予備に当る局に

到着した首長からの報告の資料を別紙の通り

集計し、なお正確を期する為、首長局宛送付

しますから、事業場名の欄に事業の種類(例へば糖業は

炭鑛、鉄鑛、銅鑛、土木業、工業にあつては中分類等）

及び新に加ふるべきものがある場合は該事業場名

（附録名簿と共に）

金額、人負等と記入の上、昭和二十三年一月十五日までに

返送願ひなり。尚ほ未拂金も未処理の事業場につリ

ては借託の処置を速にとも様指導されたり。

別途措置する事とし、なお事業主が保管する預貯金

通帳につとは現状のまゝ各事業主に保管せしめられたい

罫紙 洋紙半面罫紙乙

本通牒は聯合軍總司令部民間財産管理部より

周原もあり資料の正確と期日々嚴守につき特に

市配慮を願いたる

労働省

備考	茨城	△福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
	△富	新潟	神奈川	△東京	△千葉	△埼玉	△群馬	山梨
	△三重	愛知	静岡	岐阜	長野	△山梨	福島	石川
	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
	福岡	高知	愛媛	香△	徳△	山口	廣島	岡山
			鹿児島	宮崎	大△	熊本	長崎	佐賀
	九州	四國	中國	近畿	東海	関東	東北	北海

中央最低賃金審議会第33回会議の開催状況

および配布資料の送付について

中央最低賃金審議会第33回会議が開催されま

金額引上げに関する要請書」に関して、岡委員から発言があつた。

にお返りにしてつた。

なお、会議の議事録はおつてでき次第お送りします。

記

全国マツタ製造業最低賃金の改正決定および金属鉱業の最

低賃金について、それぞれ各小委員長から報告が



發 第 四 一 八 号

昭和二十二年十二月一日

労働省労働基準局長

都道府県労働基準局長 殿

朝鮮人労働者等に対する未拂金について

豫記については昨年十月十二日付労働第五七二号を以て、都道府県知事宛に通牒され、其の後種々御配置を願ひておりますが、現在までに当局に到着した貴縣から報告の資料を別紙の通り集計しました。正確を期する為貴局宛送附します。事業場名の欄に事業の種類（例へば、鑛業は炭鑛、鉄鑛、銅鑛、土木業、工業にあつては中分類等）及び新に加除すべきものがある場合は該当事業場名、金額、人員等を記入の上、關係名簿と共に昭和二十三年一月十五日までに返送願ひたい。尚未拂金を未処理の事業場については供託の処置を速にとる様指導されたい。別途措置する事としてゐた事業主が保管する豫貯金通帳については現状のまゝ、各事業主に保管せしめられたい。本通牒は聯合軍總司令部民間財産管理部との關係もあり、資料の正確と期日の嚴守につき特に御配慮を願ひたい。

大蔵省告示第三五五号

金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する件
(昭和二十年大蔵省令第八十八号)第七条の規定により、国外居住外国
人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭
和二十五年政令第二十二号)第三条第一項の認定を受けた債務の弁済
のためにする供託に関しては、同省令に規定する制限を免除する。

昭和二十五年五月二十日

大蔵大臣臨時代理
國務大臣 殖田 俊 言

外质得 (581) 6/13/

左

右

25

20 年 10 月

① 阿久津市 4 次

② 石井 市 4 次

阿久津市 4 次

昭和37年

10月 OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

大安

十月

OCTOBER

1962

13

土曜

SAT.

11月 NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2 ③
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 ④	24
25	26	27	28	29	30	

日 9 月 15 日

○ 報

286-

10-13 (土)

-79

最低賃金法第9条に基づく最低賃金

第1770 産業分類名 木材・木製品製造業 都道府県名(地区) 北海道(浦河) 北海道浦河地区合板・単板製造業最低賃金(北海道労働基準局最低賃金公示第19号39年9月30日)

1. 適用する使用者
昭和39年6月22日申請代表者日高林産振興会会長米子岩松によつて行なわれた申請に係る業者間協定の同日現在の当事者である使用者
2. 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者であつて、北海道沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域内の事業場で合板又は単板の製造業に係る業務に主として従事するもの
3. 前号の労働者に係る最低賃金額
1日 360円

適用される使用者数 5

適用労働者数 1,362

影響率 A 20.8% B 16.5%

紙写一をもつて前記一で報告した朝鮮人の日本における資金を当時策定中の同政令の規定による「外国債権者円及び有価証券予託勘定」に組み入れるべきことを指示された。

よつて、前記で貴庁から報告のあつた別紙金額につき、左の措置を講ずるようお願いがいくする。

1 政令第二十二号施行前、一般の手続に従い供託したものは、一旦これを取り戻し同政令の規定により明細書を附し、すべて東京供託所に供託すること。

2 未だ供託していないものについては、右政令の規定により、速かに供託すること。

3 口頭をもつて当省理財局外債課阿久津事務官に申報したもののについては、前二号に準ずること。

4 貴庁が所管する業務に関する雇主の債務については、第一号及び第二号に準ずること。この場合において必要があると認めると

は、右政令附則第六項及び第六条の規定により措置すること。

四 前項の措置を講じたとき及びこれが完了したときは、資金の種類、金額及びこれに対する措置につき、和文及び英文各二通をもつて当省宛報告されたい。

なお、予算等の事情により右の措置ができないときは、その事由について報告されたい。

(別紙) (各庁別) 労働基準局

一 既に供託をしたもの

1 金銭 円

2 有価証券 円

二 未だ供託をしないもの

1 金銭 円

2 有価証券 円

三 口頭で申報したもの

1 金銭 円

2 有価証券 円

四 所管業務の雇主に關するもの

1 金銭四、五八、四〇一円五十四銭 (証) 政令三三三の項により、東京供託所にて供託せしむるもの。

2 有価証券五、四〇四円 (証) 同上

3 金銭九、六七一圓五〇円九リ

4 郵便貯金及銀行預金九、四三三、八九三円五二銭

寫

昭和二十五年六月十五日

大蔵省管財局長

殿

国外居住外国人等に対する債務の弁済
のためとする供託の特例に関する政令
の運用について

標記の件については、すでに去る三月十六日の打合会議の席上説明した通りであるが、その後当省が関係方面との接衝により現在まで判明した主なる点は、次の通りであるから通知する。

一 この政令の適用を受ける債務の認定基準について
連合国最高司令部係官の説明によれば、この覚書（別添第二〇三〇号）の企図している債務は、会社その他の団体が解散又は清算

する場合における債務並びに連合国最高司令官の指示するその他の債務、例えば、在外会社の本邦内にある財産の整理に伴い整理すべき債務及び雇傭関係から生じた給料、退職金、弔慰金等の支払債務であつて、広く、對外債務全般の整理を意図しているものではない。従つて、この政令の運用については、原則としてこのような債務の弁済のための供託のみを認定し、次の債務は、当分の間「この政令の適用を受ける債務」として認定を与えないものとする。

外国通貨で表示された債務

外国通貨そのものの供託は、現行法上受理しない取扱となつてゐる。これを本邦通貨に換算して供託しようとする申請に対しても差当り認定を与えないものとする。従つて、旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体でその本邦内にある財産を整理するもの（在外会社）の場合を除いては、債務

者の在外の事業又は財産から生じた債務の多くは、外国通貨で表示された債務として、差当りこの政令の適用を受ける債務として認定を与えないものとする。

追つて、打合会議の席上問題となつた法律行為の行為地及び債務の履行地が本邦内にある債務に限るかどうかについては、それに拘泥することなしに認定を与えられて差支ない。

二 他の法令との関係について

政令第二十二号の規定は、国外居住外国人等に対する債務の弁済に關し、破産法（大正十一年法律第七十一号）、金融機關再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）、閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令（昭和二十四年政令第二百九十四号）等の規定により弁済すべき債務が確定し、それぞれの法令につき、弁

済のための供託が許された場合に、本令によるべきことを規定したものであつて、これらの法令上の認可条件等を拘束し、若しくはこれらに優先して本令が適用される趣旨ではない。

三 外国為替管理法との関係について

国外居住外国人に対する債務の弁済のためにする供託は、外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）及び金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）の規定に基づき制定された金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十八号）の制限を受けることになるので、この制限を免除し昭和二十五年五月二十日大蔵省告示第三五五号をもつて別紙一写一の通り告示した。従つて、個々の供託について大蔵大臣の許可は、不要となつたのであるから、この供託が外国送金のため
の脱法手段として、例えば、海上における旅費、滞在費等の現地

立替払を受け、その代り金を本邦通貨で供託して送金に代える等
に悪用されることの無いよう、認定に際し、債務の発生原因、時
期等について、特に注意されたい。

なお、総司令部係官からの指示に基き、現行明細書の提出部数
文二通及び英文四通を、近くそれぞれ三通及び六通に改めるべく立
案中につき、差当り認定に際し、当該部数を準備しおかれるよう供
託者に注意しおかれたい。

日 本 政 府

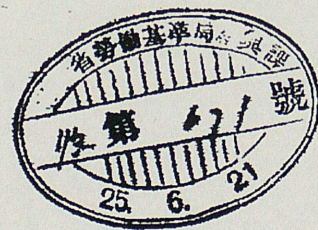
労働省労働基準局長給書

昭和二十五年六月十六日

大蔵省管財局外国財産課長



国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に
関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の運用について、別紙
（写）の通り貴庁に通知したから念のためお知らせする。
課長宛通知したから念のためお知らせする。



大 蔵 省

寫

昭和二十五年六月十五日

大蔵省管財局長

殿

朝鮮人問題

国外居住外国人等に対する債務の弁済
のたためにする供託の特例に関する政令
の運用について

標記の件については、すでに去る三月十六日の打合会議の席上説明した通りであるが、その後当省が関係方面との接衝により現在までに判明した主なる点は、次の通りであるから通知する。

一 この政令の適用を受ける債務の認定基準について

連合国最高司令部係官の説明によれば、この覚書（朝鮮第二〇三〇号一の企図している債務は、会社その他の団体が解散又は清算

する場合における債務並びに連合国最高司令官の指示するその他の債務。例えば、在外会社の本邦内にある財産の整理に伴い整理すべき債務及び雇傭関係から生じた給料、退職金、弔慰金等の支払債務であつて、広く、対外債務全般の整理を意図しているものではない。従つて、この政令の運用については、原則としてこのような債務の弁済のための供託のみを認定し、次の債務は、当分の間「この政令の適用を受ける債務」として認定を与えないものとする。

外国通貨で表示された債務

外国通貨そのものの供託は、現行法上受理しない取扱となつてゐる。これを本邦通貨に換算して供託しようとする申請に対しても差当り認定を与えないものとする。従つて、旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体の本邦内にある財産を整理するもの（在外会社一の場合を除いては、債務

者の在外の事業又は財産から生じた債務の多くは、外国通貨で表示された債務として、差当りこの政令の適用を受ける債務として認定を与えないものとする。

追つて、打合会議の席上問題となつた法律行為の行為地及び債務の履行地が本邦内にある債務に限るかどうかについては、それに拘泥することなしに認定を与えられて差支ない。

二、他の法令との関係について

政令第二十二号の規定は、国外居住外国人等に対する債務の弁済に關し、破産法（大正十一年法律第七十一号）、金融機關再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）、閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令（昭和二十四年政令第二百九十四号）等の規定により弁済すべき債務が確定し、それぞれの法令につき、弁

済のための供託が許された場合に、本令によるべきことを規定したものであつて、これらの法令上の認可条件等を拘束し、若しくはこれらに優先して本令が適用される趣旨ではない。

三、外国為替管理法との関係について

国外居住外国人に対する債務の弁済のためにする供託は、外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）及び金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）の規定に基き制定された金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十八号）の制限を受けることになるので、この制限を免除し昭和二十五年五月二十日大蔵省告示第三五五号をもつて別紙（写）の通り告示した。従つて、個々の供託について大蔵大臣の許可は、不要となつたのであるから、この供託が外国送金のため

の脱法手段として、例えば、海上における旅費、滞在費等の現地

立替払を受け、その代り金を本邦通貨で供託して送金に代える等に悪用されることのないよう、認定に際し、債務の発生原因、時期等について、特に注意されたい。

なお、総司令部係官からの指示に基き、現行明細書の提出部数、和文二通及び英文四通を、近くそれぞれ三通及び六通に改めるべく立案中につき、差当り認定に際し、当該部数を準備しおかれるよう供託者に注意しおかれたい。

大蔵省告示第三五五号

金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する件
（昭和二十年大蔵省令第八十八号一第七条の規定により、国外居住外国
人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令一昭
和二十五年政令第二十三号一第三条第一項の認定を受けた債務の弁済
のためにする供託に関しては、同省令に規定する制限を免除する。）

昭和二十五年五月二十日

大蔵大臣臨時代理
国務大臣 堀田 俊吉

日 本 國 政 府

受接

昭和
年
月

第

日

号

濟裁決

案起

昭和
五年
九月
五日

送発

結完

書淨

昭和

年

月

日

合校

木 藏 省

管財局長

国財産課長○

○調

大蔵大臣(別途回議中)

次官

労働大臣了

次官了

管財局長了

総務課長了

労働基準局長了

給子課長了

監督課長了

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部を改正する政令案について

一、連合国最高司令官の要求に基き、本邦に居住しない外国人の有する在日債権（旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）の適用を受けるもの及びドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）の適用を受けるものを除く。一については、国外居住外国人等に対する債権の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二百二号）を制定し、東京供託所においてこの事務を集中的に取り扱い、日本銀行（本店）に「外国債権者円及び有価証券予託勘定」を設けて特別の整理を実施してきた。一）
二、今般、この政令の規定により、供託者が供託の際添附する国外居住外国人供託明細書の通数を増加し、かつ、朝鮮人の在日債権についてこの政令施行前一般の法令に従つて供託された供託金を前記勘定に速かに移し替えるよう最高司令部から指示されたのでボ

ツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、同政令の一部に所要の改正を加えることといたしたい。

三、現在判明している朝鮮人の在日債権の主な所在、額及び状況は、次の通りである。

三、二四六千円

(一) この政令の規定によつてされた供託

(二) この政令の規定によらないもの

約一七〇、八〇〇人

債権者数

金額

二八、三〇一、千円

内未供託のもの（今後この政令により供託すべきもの）

一一、五〇〇、〇〇〇人（但し台湾人、沖縄人等を含む。）

一般供託済のもの（今後この政令の特則勘定に移すべきもの）

五、五八〇、〇〇人
五、六三〇、一、千円

(2) 労働省関係（一般雇主の負担するもの）

債権者数	明かならず
金 額	一一〇、八四三、千円
内未供託のもの	一〇六、二六一、千円
内郵便貯金	九四、五〇、千円
銀行預金	一三、千円
一般供託済のもの	三、二七〇、〇人 四五八、二、千円
(3) その他（未供託）	一三、千円
小 計	三九二、一五七、千円
合 計	三九五、四〇三、千円

四改正により現行政令に加えられる主な点は、次の三点である。

- (一) 国外居住外国人供託明細書の提出部数を増加した。従前は、和文二通英文四通であったが、これを和文三通英文六通とした。
- (二) 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二二八号）

の全面的施行に伴い、同法との調整規定を加えた。

(三) この政令施行前国外居住外国人のため一般法令の規定により供託した供託金について、主務大臣からこの政令に規定する「外国債権者円及び有価証券予託勘定」に移すべきことを命ぜられた供託者は、従前は一旦これを取り戻し、再びこの政令の規定により供託しなければならなかったが、この場合供託者は供託金保管替請求書を提出することによつて自動的に供託金を移し替えることができることとした。

よつて、別紙政令案とともに閣議請議案をそえ、ご高裁を仰ぐ。

日本政府

閣議 請議

連合國最高司令官の要求に基き、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）に所要の改正を加えるため、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部を改正する政令を制定する必要がある。

よつて、別紙政令案とともに理由を具して閣議を求める。

昭和二十五年九月一日

法務総裁 大橋 武夫

大蔵大臣 池田 勇人

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大

蔵

省

府 政 本 日

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に
関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十五年九月

日

内閣総理大臣 吉田 茂

大 蔵 省

政令第 号

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。
国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「和文二通」を「和文三通」に、「英文四通」を「英文六通」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十三条を第十四条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（外国為替及び外国貿易管理法との関係）

第十二条 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条、第二十三条、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十三条の規定は、第三条第一項の主務大臣の認定を受けた債務（第六条第二項及び附則第八項の規定により第三

条第一項の主務大臣の認定があつたもの）とみなされた債務を含む。）の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付（国外に送金又は送付する場合を除く。）については適用しない。

附則第六項の次に次の三項を加える。

7 前項の規定により主務大臣から必要な措置を命ぜられた供託者は、当該供託物が金銭であるときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しその保管替の請求をすることができ。

8 第六項の規定による主務大臣の命令があつたときは、第三条第一項の認定があつたものとみなす。

9 正当な理由がなくて第六項の規定に基く主務大臣の命令に違反して必要な措置を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。但し、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令第十二条の改正規定は、昭和二十五年六月三十日から適用する。

日本政府

理由

連合国最高司令官の要求に基き、国外居住外国人等に対する債務の
弁済のためにする供託の明細書の提出部数を増加し、且つ、供託及
び供託金の移換を容易ならしめるための規定を加える必要があるか
らである。

大蔵省

政令第二十二号

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（この政令の趣旨）

第一条 国外居住外国人に対する債務（旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）第一条第二項に規定する敵産に係る債務及び特定財産等の保全に關する件（昭和二十年大蔵省令第七十八号）第三條に規定する特定國財産に係る債務を除く。以下同じ。）の弁済のためにする金銭又は有価証券の供託に關する特例については、この政令の定めるところによる。

（国外居住外国人）

第二条 この政令において「国外居住外国人」とは、左の各号に掲

げる者をいう。

一 日本の国籍を有しない者で本邦（本州、北海道、四国、九州及び法務府令、大蔵省令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ。）に住所又は居所を有しないもの

二 外國法に基いて設立された法人又はこれに準ずる団体で本邦に支店又は事務所を有しないもの

三 前項各号に掲げる者を除く外、左の各号に掲げる者は、当分の間、国外居住外国人とみなす。

一 日本の国籍を有し、且つ、本邦に本籍を有しない者で本邦に住所又は居所を有しないもの

三 本邦に本店、支店若しくは事務所を有しない法人又はこれに準ずる団体

（債務の認定）

第三条 国外居住外国人に対する債務の弁済のために金銭又は有価

証券の供託をしようとする者は、当該債務がこの政令の適用を受ける債務であることの主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた債務の履行地は、供託に関しでは、他の法令の規定又は定款若しくは契約の定にかかわらず、東京都千代田区とする。

（供託の手続）

第四条 前条第一項の供託の供託書には当該供託に係る債務に関する法律府令、大蔵省令で定める書式による明細書と文二通及び英文文四通を添附しなければならない。

- 2 前条第一項の供託をしようとする者は、二人以上の債権者のために同一の手続により一括して供託することができ。

（供託書等の保管の委託）

第五条 第三条第一項の供託をした者（以下「供託者」という。）は、解散等やむを得ない事由があるときは、供託書及び供託に係る

債務に関する書類の保管を主務大臣に委託することができる。

- 2 主務大臣は、前項の委託を受けたときは、当該供託に関するこの政令その他の法令の適用については、供託者とみなす。

（供託の命令）

第六条 主務大臣は、連合国最高司令官の指示に基づき、国外居住外国人对し金銭又は有価証券の給付を目的とする債務を負う者に対し、一定の期間を定め、その期間内にその債務の弁済のため供託すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による主務大臣の命令があつたときは、第三条第一項の認定があつたものとみなす。

（消滅時効の特例）

第七条 この政令の規定により供託された供託物に対する還付請求権の消滅時効は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百六十七條第一項の規定にかかわらず、別に政令をもつて定める日まで

完成しない。

（供託物の保管整理）

第八条 日本銀行は、この政令により供託された供託物を他の供託物と区分して保管しなければならない。

2 前項の規定により保管する供託物は、「外国債権者^四及び有価証券預託勘定」として整理しなければならない。

3 日本銀行は、第一項の規定により保管する供託物については、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に報告書を提出しなければならない。

（還付の手続）

第九条 供託者は、供託が第四条第二項の規定によりされた場合において、供託物の還付を受ける権利を有する者に対し、供託書の引渡に代え、還付を承諾する旨の承諾書（以下「承諾書」という。）を交付することができる。

2 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、供託書の添附に代え、承諾書を添附して供託物の還付を請求することができる。

3 供託所は、前項の規定による請求に基づき供託物を還付した場合においては、当該供託物の供託者に対し、供託書の提出又は呈示を求めることができる。

（供託書の交付命令）

第十条 主務大臣は、連合国最高司令官の指示に基づき、供託者に対し、一定の期間を定め、その期間内にその指示する者に供託書又は承諾書を交付すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定に基づき供託書又は承諾書の交付を受けた者が供託物の指定受取人でないときは、その者は、当該指定受取人に代り還付の請求をすることができる。

（供託通知の特例）

第十一条 この政令の規定による供託に關しては、民法第四百九十

五条第三項の規定は、適用しない。
(主務大臣)

第十三条 この政令の規定における主務大臣は、債務者が旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第二条第一項第一号に規定する在外会社である場合においては、その業務に関する行政の所管大臣及び大蔵大臣とし、その他の法人又はこれに準ずる団体である場合においては、その業務に関する行政の所管大臣とし、その他の者である場合においては、大蔵大臣とする。

(過料)

第十四条 左の各号の一に該当する者は、五万四以下の過料に處する。

一 正当な事由がなくて第六条第一項の規定に基く主務大臣の命令に違反して供託を怠つた者

二 正当な事由がなくて第十条第一項の規定に基く主務大臣の命令に違反して供託書又は承諾書の交付を怠つた者

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第十条の規定は、この政令施行前国外居住外国人のために供託された供託物について準用する。この場合において「供託書又は承諾書」とあるのは「供託書」と読み替えるものとする。
- 3 正当な事由がなくて前項において準用する第十条第一項の規定に基く主務大臣の命令に違反して供託書の交付を怠つた者は、五万四以下の過料に處する。
- 4 第七条の規定は、第二項の供託物で、連合國最高司令官の指示に基き、主務大臣の指定するものについて準用する。
- 5 前項の指定は、当該供託物が供託されている供託所に対する主務大臣の通知をもつて行ふものとする。

6 主務大臣は、この政令施行期外居住外国人のために供託され
た供託物について、これを他の供託物と区分して保管する必要が
ある場合においては、当該供託物に差してこの政令の規定による
供託とするため必要を措置を命ずることができる。

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 130 (19 Jul 49)CPC/FP
SCAPIN 2030

19 July 1949

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Foreign Creditors' Yen Deposit Account

1. Reference is made to memorandum for the Japanese Government, file AG 091.112 (21 Sep 45)MG, SCAPIN 39, 22 September 1945, subject, "Protection of Property of Friendly Nations and Their Nationals," from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

2. The Japanese Government is directed to establish a yen account in the Bank of Japan, Tokyo, to be known as "Foreign Creditors' Yen Deposit Account," for the purpose of receiving from debtors in Japan, who are liquidating or dissolving or from other categories of debtors to be designated by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, deposits in favor of the following categories of creditors whose claims were not affected by Japanese Law No. 99, "Hostile National's Property Control Law," of 22 December 1941:

a. Non-resident foreigners (including persons of former Japanese colonial or occupied areas)

b. Juridical entities with headoffices abroad whose representatives and/or agents or liquidators in Japan have not filed claims for amounts due.

3. The Japanese Government will be responsible for maintenance of the account in accordance with memorandum reference 1 above.

4. The Japanese Government will authorize withdrawals from this account either on direction of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, or on demand of beneficiaries who appear in Japan or their duly appointed agents.

5. The Japanese Government is directed to cause the establishment and maintenance of such records as will enable it, commencing 1 August, 1949, to submit monthly reports to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers. Sample form for these reports is inclosed herewith.

6. Within fifteen (15) days of date of this memorandum, the Japanese Government will submit to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Property Custodian a plan for implementing directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A. J. Rehe
for R. M. Levy
Colonel, AGD
Adjutant General

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

130 (13 Jan 1950)CPC/FP

13 January 1950

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government, Tokyo,
Japan

SUBJECT : Depository for Securities Owned by Non-Resident
Foreigners

1. Reference is made to the following memoranda to the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. File AG 602 (17 Nov 48)CPC/FP, SCAPIN 1965/2, 1 June 1949, subject, "Disposition of Property in Japan of Companies or Persons with Head Offices in Areas Formerly Occupied by the Japanese;" implemented by Japanese Government Cabinet Order 291, 1 August 1949

b. File AG 130 (19 Jul 49)CPC/FP, SCAPIN 2030, 19 July 1949, subject, "Foreign Creditors' Yen Deposit Account."

2. The Ministry of Finance is directed to establish in the Bank of Japan, Tokyo, a depository for the reception and safe custody of securities issued, as a result of liquidation reorganization in accordance with reference 1a above, in the names of non-resident foreigners including persons of former Japanese colonial or occupied areas, and to release such securities on demand to the owners or their authorized agents.

3. The Ministry of Finance will be responsible for the maintenance of the depository, for records of deposits and releases, and for custodial fees incident thereto, until such time as all securities on deposit have been delivered to the owner or his authorized agent.

4. Reports giving the information required by the accounting form, paragraph 5, reference 1b above, will be submitted to Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, at the beginning of each month following the first deposit of securities.

5. Implementation of this directive will be included in the requirements stated in paragraph 6, reference 1 b above.

E. C. MILLER, Jr.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian

帰国朝鮮人の未払賃金・債権等に適用せられる政令「口外雇

住外に人に対する債務の弁済のためとする供託の特例につい

て」(昭和五十二号政令)「昭和五十八号政令」第二十五号改

正(昭和五十九号政令)による主務大臣(労働大臣)

の発する命令について必要があるので、貴局保管にかゝる

昭和二十一年厚生省労政局給與課調査「朝鮮人労務者に対す

朝鮮人傭勞務者に對する未払債務を有する債務者及び所在地(債務者名及び所在地変更の場合に附記のこと)。

二一の債務者別、朝鮮人労働者に対する未払債務の種類及び債
務額。

勞
働
省

(別樣式)

638

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

091 (12 May 49)CPC/FP

16 January 1950

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government,
Tokyo, Japan

SUBJECT: Funds earmarked for Korean Nationals

1. Reference is made to:

a. Memorandum for Ministry of Finance, file 091 (12 May 49)
CPC/FP, 7 June 1949, subject, "Claims from Korea," from Civil Pro-
perty Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the
Allied Powers

b. Memorandum for Japanese Government, file AG 130 (19 Jul
49)CPC/FP, SCAPIN 2030, 19 July 1949, subject, "Foreign Creditors'
Yen Deposit Account," from General Headquarters, Supreme Commander
for the Allied Powers

c. Memorandum for Japanese Government, file AG 260 (17 Mar
49)CPC/FP, SCAPIN 2030/1, 4 August 1949, subject, "Transfer of
Foreign Seamen Beneficiary Funds to the Foreign Creditors' Yen
Deposit Account," from General Headquarters, Supreme Commander
for the Allied Powers.

2. The Ministry of Finance is directed to transfer immediate-
ly to the Foreign Creditors' Yen account, in the Bank of Japan, all
earmarked funds as specified in reference 1a above. Subject funds,
listed in part in reports from the Ministry of Finance, will be
deposited in sub-accounts in the name of the individual concerned.

3. A complete report to be submitted to General Headquarters,
Supreme Commander for the Allied Powers, within ninety (90) days
of this memorandum, will include the following information regarding
each sub-account:

- a. Category of funds (factory wages, army pay, etc.)
- b. Amount
- c. Name of beneficiary.

E. C. MILLER, Jr.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian